

お知らせします

小平市職員の給与

小平市職員の給与制度については、市議会における給与条例、予算などの審議がなされた後に決定されています。
その内容について、市民の皆さんにご理解をいただくため、平成20年4月1日現在の小平市の職員給与などの状況を、次のとおりお知らせします。

問合せ 職員課 ☎042(346) 9514

(1)人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 18年度の人件費率
19年度	20,331人現在 17万8,334人	487億7,673万2千円	10億6,119万9千円	97億8,897万3千円	20.1%	19.7%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まます。

(2)職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費(B/A)
		給 料	職員手当等	期末・勤勉手当	計 (B)	
19年度	875人	35億3,761万1千円	10億9,084万9千円	16億173万8千円	62億3,018万9千円	712万9千円

※職員手当等には退職手当を含みません。
※職員数は平成19年4月1日現在の人数です。

(3)ラスパイレス指数の状況

(平成19年4月1日現在)

小平市	東京都	都内26市平均
99.6	104.4	102.6

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4)職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分	一般行政職				技能労務職			
	平均給料月額	平均年齢(歳・月)	平均給料月額	平均年齢(歳・月)	平均給料月額	平均年齢(歳・月)	平均給料月額	平均年齢(歳・月)
小平市	35万5,012円	43歳1月	31万1,889円	45歳2月	35万7,24円	43歳4月	32万2,550円	46歳8月
東京都	35万724円	43歳4月	32万2,550円	46歳8月				

(5)職員の初任給の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分	小平市	東京都	国
一 般 行政職	大学卒	18万1,200円	18万1,200円
	高校卒	14万7,100円	14万100円

(6)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分	学 歴	経験年数		
		10年	15年	20年
一 般 行政職	大学卒	27万2,914円	33万4,284円	40万73,167円
	高校卒	—	—	—
技 能 労務職	全学歴	—	—	28万9971円

(7)一般行政職の級別職員数の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長	課長補佐	係長	主任	主事	主事	
職員数	18人	31人	30人	62人	173人	81人	160人	15人	570人
構成比	3.2%	5.4%	5.3%	10.9%	30.3%	14.2%	28.1%	2.6%	100.0%

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です(税務職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、技能労務職、教育公務員を除く)。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(8)昇給期間短縮の状況 (一般行政職)

区 分	平成18年度	平成19年度
職員数(A)	592人	585人
普通昇給期間(12月)を短縮して昇給した職員数(B)	85人	83人
比率(B/A)	14.4%	14.2%

※職員は通常12か月良好な成績で勤務したとき昇給しますが、勤務成績が特に良好な場合、昇給期間が短縮されます。

(9)職員手当の状況

区 分	小 平 市		東 京 都		国	
	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉
期末勤勉手当 (平成19年度)	6月期分	1.45月分	0.60月分	1.60月分	0.5月分	1.40月分
	12月期分	1.55月分	0.60月分	1.65月分	0.5月分	1.60月分
	3月期分	0.30月分	—	0.25月分	—	—
	計	3.30月分	1.20月分	3.50月分	1.00月分	3.00月分
職務上の段階による加算措置	有		有		有	
退職手当 (平成19年度)	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
	最高限度額	50.00月分	59.20月分	50.00月分	59.20月分	59.28月分
	勤続20年	24.25月分	33.50月分	24.25月分	33.50月分	30.55月分
	勤続25年	32.50月分	43.50月分	32.50月分	43.50月分	41.34月分
	勤続35年	49.75月分	59.20月分	49.75月分	59.20月分	47.50月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2〜20%加算)				
1人当たり平均支給額		523万5千円	2,721万2千円			

※退職手当の支給率については、平成20年度のもの。 ※退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当 (平成20年4月1日現在)	支給対象地域	全地域
	支給率	14.5%
	支給対象職員数	955人
	国の制度 (支給率)	地域区分により 18%〜0%
時間外労働手当	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	56万4,612円
	支給総額	2億6,042万5千円
平成19年度	職員1人当たり支給年額	26万9千円
	支給総額	2億6,102万2千円
平成18年度	職員1人当たり支給年額	26万8千円
	支給総額	2億6,042万5千円

※国の支給率は16%〜0%の経過措置中です。

区分	内 容	国の制度の内容
扶養手当	配偶者1万3,600円 その他の扶養親族1人につき月額6,600円 満16歳から22歳までの子について4,000円加算措置	配偶者1万3,000円 その他の扶養親族1人につき月額6,500円 満16歳から22歳までの子について5,000円加算措置
住居手当	月額8,900円	自己所有住宅…月額2,500円 賃貸住宅…月額2万7,000円まで
通勤手当	6か月分を一括支給 交通機関利用者…1か月当たりの支給限度額5万5,000円まで 自転車等利用者…通勤距離に応じて支給	6か月分を一括支給 交通機関利用者…1か月当たりの支給限度額5万5,000円まで 自転車等利用者…通勤距離に応じて支給
特殊勤務手当 (平成19年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	7.9%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	1万1,697円
	手当の種類	6
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	滞納整理手当、福祉事務手当
	支給対象者の多い手当	犬猫等死体処理手当

(10)特別職の報酬等の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分	給料等月額	区 分	支給割合	支給割合合計
給 料	市 長 105万円	市 長	20年度6月期 2.05月分	4.40月分
	副 市 長 90万円		20年度12月期 2.35月分	
	議 長 65万円		20年度6月期 2.05月分	
	副 議 長 58万円		20年度12月期 2.35月分	
報 酬	議 員 55万円	副 議 員		

(11)部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成20年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
	平成19年	平成20年		
一般行政部門	議 会	10	0	
	総務企画	167	170	3 業務増
	税 務	66	66	0
	民 生	297	290	▲7 事務の統廃合・縮小、退職不補充
	衛 生	45	45	0
	農林水産	4	4	0
	商 工	6	6	0
	土 木	86	83	▲3 事務の統廃合・縮小、退職不補充
	小 計	681	674	▲7
	教 育	195	193	▲2 事務の統廃合・縮小、退職不補充
特別行政部門	小 計	195	193	▲2
	下 水道	16	16	0
公営企業等会計部門	そ の 他	52	50	▲2 事務の統廃合・縮小
	小 計	68	66	▲2
合 計	944	933	▲11	

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(12)定員管理の数値目標および進ちょく状況

①平成17年4月1日〜平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
970人	926人	44人	4.5%

(参考) 小平市行財政再構築プランにおける定員管理の数値目標

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成19年4月1日	平成22年4月1日	19人の純減

②定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況 (実績) の概要 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	計	(参考) 数値目標
	職員数	690	686	681	674	—	—
一般行政	増 減		▲4	▲5	▲7	▲16	—
	職員数	197	198	195	193	—	—
教 育	増 減		1	▲3	▲2	▲4	—
	職員数	—	—	—	—	—	—
消 防	増 減		—	—	—	—	—
	職員数	83	68	68	66	—	—
公営企業等 会 計	増 減		▲15	0	▲2	▲17	—
	職員数	970	952	944	933	—	926
合 計	増 減		▲18	▲8	▲11	▲37(84.1%)	▲44

※(%)内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示しています。
※増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては平成17年から平成20年までの職員増減数の累計を示しています。

表1 医療費の一部負担金の割合

長寿医療制度の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上でも、基準収入額適用申請により1割負担になる場合

同一世帯に属する長寿医療制度の被保険者の人数	平成19年中の総収入額 (2人以上世帯の場合は合算した額)	1か月の自己負担限度額	
		一部負担金の割合	1か月の自己負担限度額
1人	383万円未満	1割	12,000円
2人以上	520万円未満	1割	44,400円

[3割※自己負担限度額「一般」適用]

長寿医療制度の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上でも、基準収入額適用申請により1か月の自己負担限度額が軽減される場合

同一世帯で高齢受給者証(※)を所持している方がいる場合	平成19年中の総収入額 (長寿医療制度の被保険者と高齢受給者証所持者の総収入額)	1か月の自己負担限度額	
		一部負担金の割合	1か月の自己負担限度額
適用申請額	520万円未満	3割	12,000円
		3割	44,400円

※70歳〜74歳の方(広域連合から、一定の障がいがあると認定を受けた方を除く)は、加入している健康保険から「高齢受給者証」が交付されています。

国民年金

20歳になったら加入を

国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。
国民年金には、65歳からの老齢基礎年金や、万が一の時の障害基礎年金、遺族基礎年金などがあり、これらの受給には、国民年金に加入し、保険料を納付する必要があります。
難な方は、保険料の納付が困難な方、免除制度、学生納付特例、若年者納付猶予などの制度があります。
保険料はクレジットカードでも払えます
国民年金の保険料は、全

現在、一部負担金の割合が「3割」と表記されている高齢受給者証をお持ちの方に、12月中旬に1割と表記させていただきます。
国の銀行、郵便局、コンビニエンスストア、インターネットなどから納付することができ、クレジットカードでも納付ができるようになります。
クレジットカードでの納付は、事前申込みが必要です。また、納付方法は、次の3種類です。
▽毎月払い (前納)
▽半年分払い (前納)
▽1年分払い (前納)
※前納による割引制度は、現金での納付と同様に受けられます(ただし、支払い回数が1回払いのみ)。
※保険料が一部免除の場合や、過去の未払い分は利用できません。
※口座振替割引の適用はありません。
カード会社が立て替えて支払いをし、その分が請求されるため、請求時期など、詳しくはお近くの社会保険事務所へお問い合わせください。

国民年金基金に加入しませんか

年金受給者が亡くなったときは届け出を

国民年金基金とは、自営業者などの国民年金に加入している方が、より充実した年金を受けられるように、任意で加入できる公的年金です。
国民年金基金に加入し、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。
将来、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
納め忘れた分をそのままにしておくと、年金額が少なくなることや、受け取る年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。
将来、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
納め忘れた分をそのままにしておくと、年金額が少なくなることや、受け取る年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。

国民年金基金に加入しませんが、国民年金に加入し、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。
将来、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
納め忘れた分をそのままにしておくと、年金額が少なくなることや、受け取る年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。

国民年金基金に加入しませんが、国民年金に加入し、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。
将来、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
納め忘れた分をそのままにしておくと、年金額が少なくなることや、受け取る年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。

国民年金基金に加入しませんが、国民年金に加入し、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。
将来、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
納め忘れた分をそのままにしておくと、年金額が少なくなることや、受け取る年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。

携帯電話用ホームページをご利用ください

お詫びと訂正

市報11月20日号に掲載した「東京都ルパース」の表中、「住民税が非課税の方の必要書類」の平成19年度介護保険料額決定通知書は、平成20年度介護保険料額決定通知書として訂正いたします。
お詫びと訂正
※高齢者福祉課
問合せ 秘書広報課 ☎042(346) 9505

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) 国民健康保険 (70歳〜74歳の方)

一部負担金の割合は、毎年8月1日に前年の所得などに基いて判定します。
今回の見直し対象は、長寿医療制度の被保険者と同一世帯に在る70歳〜74歳の方の合計収入額が520万円未満になる方で、一部負担金の割合が3割から1割に変更になります。
現在、一部負担金の割合が「3割※自己負担限度額「一般」適用」と表記されている保険証をお持ちの方に、12月中旬に1割と表記された保険証をお送りします。

一部負担金の割合は、毎年8月1日に前年の所得などに基いて判定します。
今回の見直し対象は、長寿医療制度の被保険者と同一世帯に在る70歳〜74歳の方の合計収入額が520万円未満になる方で、一部負担金の割合が3割から1割に変更になります。
現在、一部負担金の割合が「3割※自己負担限度額「一般」適用」と表記されている保険証をお持ちの方に、12月中旬に1割と表記された保険証をお送りします。

国民健康保険

国民年金の保険料は、全

国民年金基金に加入しませんが、国民年金に加入し、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。
将来、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
納め忘れた分をそのままにしておくと、年金額が少なくなることや、受け取る年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。

表2 75歳誕生日の1か月の自己負担限度額		(例: 5月に75歳の誕生日を迎える方で、1か月の自己負担限度額が「一般」の外来の場合)		
現 行	国民健康保険、会社の健康保険など	4月	5月	6月
		12,000円	12,000円	—
変 更 後	国民健康保険、会社の健康保険など	4月	5月	6月
		12,000円	6,000円	—

国民健康保険

国民年金基金に加入しませんが、国民年金に加入し、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。
将来、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
納め忘れた分をそのままにしておくと、年金額が少なくなることや、受け取る年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。

国民健康保険

国民年金基金に加入しませんが、国民年金に加入し、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。
将来、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
納め忘れた分をそのままにしておくと、年金額が少なくなることや、受け取る年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。

国民健康保険

国民年金基金に加入しませんが、国民年金に加入し、満額の老齢基礎年金を受け、20歳から60歳までの40年間、国民年金の保険料を納めなければなりません。
また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受け取りができなくなることもありますが、忘れずに納めましょう。
将来、満額の老齢基礎年金を受け、